

「令和3年度第3回北杜市地域福祉計画策定委員会」会議録

1. 会議名：令和3年度第3回北杜市地域福祉計画策定委員会
2. 開催日時：令和3年11月19日（金） 14時00分～15時50分
3. 開催場所：須玉総合支所1階会議室
4. 会議次第：
  - (1) 開会
  - (2) 会長あいさつ
  - (3) 議事
    - ①第4次北杜市地域福祉計画の体系・骨子の検討 資料1 資料2
    - ②第4次北杜市地域福祉計画素案について 資料3
    - ③その他
  - (4) 閉会
5. 出席者
  - (1) 出席委員（敬称略）

日野水会長、村田委員、跡部委員、栗澤委員、小林委員、鷹野委員、石井委員、宮沢委員
  - (2) 【事務局】

伴野福祉部長 白倉介護支援課長 中澤子育て応援課長 河手ほくとっこ元気課長

北杜市社会福祉協議会 佐藤地域福祉課長 山縣生活支援課長  
福祉課 山田課長 清水 小澤
6. 傍聴人 なし

## 会 議

### 1. 開会

#### 【事務局】

定刻より少し前であるが、委員の皆さまお揃いであるので、ただいまより北杜市地域福祉計画第3回策定委員会を開催する。開催に先立ちあいさつを交わしたいと思う。相互に礼。

皆さまには本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。本日は、策定委員会名簿の中の1番清水委員、10番委員吉田委員については諸事情により欠席の連絡をいただいている。本日の出席者は8名となり、要項第6条の規定により、過半数に達しているため、本日の会議は成立することを報告する。

本委員会は、北杜市審議会等の会議の公開に関する要項第4条の規定により、公開・非公開の決定を開催前に予め決定することとなっており、同要項第2条において原則として公開すると規定されていることから、本委員会は公開するということによろしいか。

(委員異議なし)

本委員会については、公開とさせていただく。本日は、傍聴人の申し出がなかったため、ここに報告する。

続いて次第2.会長あいさつを日野水会長より願います。

### 2. 会長あいさつ

#### 【会長】

皆さまお忙しい中であるが、このところは特に間隔を詰めて審議会を開催させていただいているため、素案がまとまりつつある。12月には議会にお諮りいただき、その後にパブリックコメントと大詰めを迎えてくるため、もうしばらく協力をお願いする。

#### 【事務局】

それでは次第3.議事に移る。議事に入る前に、本日の委員会の議事録署名人を指名する。本策定委員会の議事録について、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、委員会で指名する2名の署名が必要となる。策定委員会の名簿順とさせていただいているため、本日の議事録署名人については、日野水会長と小林委員となるが、前回栗澤委員が諸事情により欠席されていることから、本日は栗沢委員と小林委員に願います。

### 3. 議事

#### 【事務局】

それでは、これから先の委員会の進行については、会長に願います。

■（１）第４次北杜市地域福祉計画の体系・骨子の検討（資料１・資料２）

【会長】

それでは議事の第１番目になるが、地域福祉推進のためのアンケート調査の集計結果について、お手元に資料が２冊あると思うが、それについての説明をお願いします。

【事務局】

お配りしているA3の資料２枚を使って説明させていただく。前回、委員の皆さまから体系・骨子案についてさまざまな意見をいただいた。それに基づき体系・骨子案の見直しを行ったので、前回お配りした資料を基に説明させていただく。なお修正したものを資料２として、配布しているので確認をお願いします。まず基本目標１ほがらかに地域を支える人づくり、基本施策（１）助け合い、支え合うコミュニティづくり③通いの場等の拡充については、４地域での居場所づくりの推進に包含されるため削除し、取組案を３案とした。

次に（２）地域を支えるボランティア活動の活性化、①ボランティアの充実について、ボランティアの何を充実するかわかりやすくするため、ボランティアの育成と活動の推進に変更した。また前回有償ボランティア等の話が出たが、まずは市民の自発的に活動したいという思いを活動につなげるということを進めていきたいと思う。また②、③については①に包含されるため削除し、取組案を５案とした。

次に基本目標２くらしにとけ込む健康・生きがいくづくり、（１）健康づくりと生きがいくづくりの推進については、中に地域活動を入れ健康づくりと生きがいくづくりによる地域活動の推進とし、地域福祉計画においての施策として内容を明確にした。また取組案についても①健康づくりの啓発・取組支援に生きがいくづくりを入れ、健康づくり、生きがいくづくりの啓発・取組支援とした。また②から⑤の取組については、地域によって高齢化が進み推進が難しいという意見をいただいたので、そのような状況を踏まえ、引き続き事業は推進しつつ、人員の確保が難しい地域は対象地域を広げた中で人材の育成や活動グループの養成に努めていくこととし、①の取組に含むこととした。また⑥感染症予防対策は敢えて取り組むことではなく、今後事業の全てにおいて、基本的に取り組まれることから削除した。また⑦については、①の取組に包含されるためこちらも削除した。

次に基本目標３支援が必要な人にとどく地域づくり、（１）地域住民による防災減災対策の充実については、総合計画との整合性を図り（１）減災力の強いまちづくりとした。前回こちらで要配慮者の支援ということで消防団にも依頼があったが、プライバシーの問題があり公表されないという話が出たため、消防防災課に確認したところ避難行動要支援者として登録されている方で名前を公表してよいという方は災害の発生に備えて避難に必要な限度で、行政区、北杜市民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、北杜市消防団等に名簿を提供できることになっているので報告する。こういったところも各課と連携し周知が必要であると思われる。

（２）生活の不安を軽減する支援の充実について、前回、移動販売等の買い物支援の促進を入れていなかったため、今回②に追記している。また子どもの貧困対策についても、

取組に入れる必要があるのではないかという意見をいただいたので、⑦子どもの貧困対策の推進を追記した。

次に、(3) 人権尊重と権利擁護の充実であるが、「人権尊重」としていたところを尊重と合わせた中で、侵害や危害から守ることとして、「人権擁護」と変更した。また前回②ヤングケアラーの発見と対策は、(2) 生活の不安を軽減する支援の充実に入るのではないかという意見と、見方によっては(3) のままでよいという意見をいただいた。検討したところ「子どもの人権を守る」という視点から、(3) にそのまま入れている。

基本目標4 適切な支援につながるしくみづくり、(2) 福祉情報の提供体制の充実の②、③の取組については、①に包含されることから削除した。

以上、体系・骨子を変更しているので、確認をお願いします。

#### 【議長】

このような形で議会に説明することになるので、内容等に関する質問は今回が議会に説明する前では最後になる。まだ決定したものではないので、意見を言うことがはばかられることはないので、意見があればお願いします。基本目標2 暮らしにとけ込む健康・生きがいをいづくりに関しては、以前の案ではいろいろ並んでおり、私も整理をするように意見を言った。今回はすっきりまとめていただいているので、私はこれでよいのではないかと思います。

#### 【委員】

買い物などは入っているのでありがたいが、私の母もそうであるが「我が家のゴミをどうしたらよいのか」という近所の高齢者の声が聞こえている。現在、北杜市は歩いてゴミを出しに行ける場所と、車で運ばないといけない場所があり、「免許を返納してしまうと我が家のゴミはどうすればよいのか」という声を何件か聞いた。そのあたりは基本目標3 支援が必要な人にとどく地域づくり、基本施策(2) 生活の不安を軽減する支援の充実に入るということでのよいのか。

#### 【議長】

移動販売の記載はあるが、ゴミ出しに関しては記載がないように思われるが、いかがか。

#### 【事務局】

ゴミの関係について、地域福祉計画では転入時にゴミの取り扱いについての説明を行うことにしているが、素案では36ページの(1) 助け合い、支え合うコミュニティづくりの行政の取組の中に「地区のルールに沿ったゴミの排出を促します。」と記載している。第3次の計画では、ゴミの排出について、「地域でゴミ出しに困っている人の支援を地域で考えていきましょう。」という記載があった。今回の計画では、高齢者等のゴミ出しの支援については環境課で策定中の計画の中に盛り込まれる予定であるので、地域福祉計画の中では詳しく記載していない。

**【議長】**

今の事務局の説明は転入者を主眼に置いた説明だったが、以前から住んでいる方でも「ゴミ出しがえらくなった」という声が地域で多くなっている。環境課において今後の方針をどのように持っておられるのかを聞いてみたい気がする。

**【事務局】（介護支援課）**

地域におけるゴミの出し方について、地区においてはそれぞれの地区内にゴミの収集所があり、基本的にはそこに出すことになるが、動けなくなったという方に対しては、ヘルパーや地域の助け合いの促進や地域支援体制の整備で対応することになる。基本的に歩ける方についてはある意味介護予防にもつながるので、できれば自分で出していきたい。やはり地域の力、助け合いがなければ、困っている方全てを行政でカバーすることは無理が出てくるところがある。できれば助け合いの気持ちを持って地域で対応していただければと考えている。

**【事務局】（福祉課長）**

骨子では、基本目標4 適切な支援につながるしくみづくり、（1）包括的な相談・支援体制整備の充実、①住民主体の生活支援サービスの推進のところにも含まれてくると思う。

**【議長】**

ゴミの問題は転入者それから以前から住まわれていた方と区別なく平等に関わる問題である。新住民も旧住民も地域全体で助け合いのシステムをつくるきっかけになると思う。私の住んでいる地区では、実際に出せない方が出てきて、その話が盛り上がっている。その方のご近所の3、4名の方がグループをつくって、順番を決めて助け合おうという案が出ている。しかし誰かが言い出さないと進まないの、このような計画を基に区長や班長が主体となって話を始めることが第一歩だと思う。

ゴミの問題はさておき、その他全般について意見はないか。

**【委員】**

資料の中に「促進」や「推進」という言葉が多く出てくる。今のゴミの問題もそうだが、推進する方向について、具体的にどのように考えているのかというところが見えないので、今のような問題が出てくると思う。今、会長がこのゴミの問題は「各地区で検討するべきだ」という意見を言われたが、それは誰が音頭をとるのかという話である。「推進はこのようにして推進していく」という具体的な説明があるとわかりやすいと思う。

**【議長】**

推進していくにあたってのひな形やマニュアルのようなものが必要ではないかという意見である。

**【委員】**

大きなゴミが出せないのか、それとも普通ゴミを出せないのかといった実情を各地区で調査する必要がある。予測で検討することはよくないと思う。

**【事務局】**

先ほどの小林委員の質問であるが、具体的な推進・促進ということについては、素案の中で「市民・家庭の取り組み」「地域の組織・団体等の取り組み」「行政の取り組み」の中に具体的な取組を例記しているので、それを基に取組を進めていきたいと考えている。

**【議長】**

骨子案には具体的に書いてある。

**【委員】**

そうすると言い出しは班長や区長ということになる。どのような推進方法を取るかということについては、区長さんたちにはこのようにしてほしいといったアプローチをしているということか。

**【議長】**

行政のテコ入れのようなものは期待してはいけないということか。

**【事務局】**

行政から自治会などで話をする中で発信することもあるが、それぞれの状況によることになる。

**【議長】**

行政は相談には乗るけど、実際に取り組むのは地域住民であるということだ。ほかにいかがか。

**【委員】**

いわゆる自助・共助・互助・公助について、素案にも「自助をしよう」と書かれているが、ひとり一人にどのように伝わっていくかということが課題ではないかと思う。公助は行政が行うし、互助は区長会などで行うが、自助で行う部分がどのように取り組もうとしているのかということだと思う。近くでこのようなことをやっているという話になっても、公助があると結局のところ個人の意識としては「公助があるので」となる。公助と自助は相反するところもあり、公助が充実すると自助の意識は薄れていくので、そのバランスをどのようにして保つかということが、計画全体を見て思ったところである。

## 【委員】

今の小さなゴミの問題もそうであるが、一番基本になることは地域の中の一番小さな組織の「組」で、近隣の方々に目を配って困っている方にどのような目を向けるとかといった地域をつくるということが、この地域福祉計画の一番の元だと思う。「参加しよう」「やろう」「読もう」「理解しよう」といくら立派なことを唱えても末端に伝わらないといけないので、そこのリーダーが基本になると思う。区長さんに地域づくりの大切さを認識いただいて、防災訓練もいつも同じようなことをやるのではなく、そのようなことを浸透させていただきたい。立派なことは末端に届いていないということが残念に思う。どんなによいものをつくっても最後は「人と人のつながりがどれだけあるか」、「人をどれだけ思いやれるか」というところに行きつくと思う。そのような北杜市をつくるには、どのようにしたらよいかということが一番の問題である。

もう一点は、情報を受け止める力についてであるが、皆さんは、ばりばりの現役である。私も昔はばりばりであったが、今はしょぼしょぼしてきている。そうなると一度にたくさん情報が来ても、なかなかじっくり読むことができないので、ぜひ現役でない人たちにどのように届けるかということについても、情報の発信の仕方を工夫していただくこの計画も生きてくると思う。

## 【議長】

意見のあった「公助が進めば自助が引込む」という部分も確かにある。これから地域でいろいろ手をつくし、みんなで助け合おうという方向にもっていかなければいけない。みんなやらなければいけないことはわかっている、その前で立ちすくんでいる状況である。

前回の会議で出た地域に加入してくれない」ということも重要な問題である。最近驚くべき話を聞いた。ある地区で、住居して20年を超える人たち30人ほどが「地区に加入させてくれ」と言っても「入れない」と言われたとあって私に話をしてきた。その方は高齢者支援のボランティアを行っているような方であるが、入会を拒否されていた。来た方が一方的に「入りたくない」ということだけではなく、もともといた人が来た人を「入れない」というところもあるということを見ると根は深い問題である。双方が歩み寄ろうということができていない。近いうちにその地区に行って「どのような理由で入会できないのか」とインタビューをしてこようと思っている。おそらくそれには財産区であるとか、「新しい方が入会されると民主的にルールを変えなければいけないことが煩わしい」ということを昔からいる方たちの中には言う人もいる。その穴をどのように埋めるのか、地域福祉計画は大変である。

ほかに何かないか。

特にならなければ、議題1第4次北杜市地域福祉計画の体系・骨子の検討については終了する。

■（２）第４次北杜市地域福祉計画素案について（資料３）

【議長】

それでは次に、第４次北杜市地域福祉計画素案について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第４次北杜市地域福祉計画の素案を配布させていただいているので、そちらについて説明させていただく。

「はじめに」については市長のコメントが入るが、パブリックコメントを実施したあとに入れる予定である。

次ページの「目次」については、計画の構成について記載している。まず、第１章計画策定の趣旨、ここでは計画策定の背景と趣旨、地域福祉とは何かなどを説明している。

次に第２章では本市の地域福祉を取り巻く状況として、統計データ等や今回実施したアンケート等の調査結果から主なものを抜粋し、地域福祉を取り巻く状況を説明している。

第３章については、第４次計画の目指す方向として基本理念、計画の基本目標、体系図を載せている。

第４章では各主体が取り組む行動計画として、市民や家庭・地域の組織・団体・行政が具体的に行う取組について記載している。

第５章では、計画の推進体制を説明し庁内の推進体制、進捗管理について掲載している。最後に資料編ということで、参考資料を掲載する構成になっている。

１ページをお願いします。第１章計画策定の趣旨である。ここでは福祉計画の策定の背景として少子高齢化や人口減少社会の進行等により多様化する福祉課題に対し、課題を解決する方法として重要になるのが地域づくりであるということをうたっている。第４次計画では計画の基本理念を「誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いのまちづくり」とし、これまでの計画で取り組んできた地域づくりの取組について、更に充実を図るとともに、地域福祉の一層の推進を目指して計画を策定するということを記載している。

２ページをお願いします。「２地域福祉とは」ここでは地域福祉についての説明をしている。５行目に「「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、誰もが安心して暮らせるよう、地域に関わる全てのものが主役となって進めていく地域づくりの取組のことを言います。」と記載している。また地域づくりを進めていくためには、身の回りで起こる問題について、まずは、個人や家庭の努力「自助」で解決し、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所の力「互助」やボランティアＮＰＯなどの活動「共助」で解決し、地域で解決できない問題は福祉やその他の関連施策や法的制度「公助」で解決するといった重層的な取組が必要だと記載している。下の図については、前に送らせていただいた資料の図が高齢者に特化した内容になっていたので今回変更している。「自助」「互助」「共助」「公助」についてそれぞれの役割を記載している。

３ページをお願いします。ここでは令和２年６月に改正された社会福祉法の一部である重層的支援体制整備事業のイメージ図を記載している。この事業については行政側の事業で

あるが、既存の相談支援等の取組を活かしつつ地域住民の複雑化、複合化した市民ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業であり、これを基に包括的かつ重層的な支援体制の整備の推進が今求められている。

4ページをお願いする。地域福祉計画の位置付けの法令の根拠になる。地域福祉計画については、社会福祉法第107条に基づき策定されるものになる。(2)地域福祉計画に盛り込む事項として、①から⑤の事項を盛り込むことを記載している。

5ページをお願いする。(3)他計画との関連である。地域福祉計画は北杜市総合計画との整合性を図り、高齢者や障がい者、子どもなど福祉分野での個別計画の上位計画に位置付けることが平成30年4月施行の改正社会福祉法の中でうたわれているため、そちらを掲載している。

6ページをお願いする。(4)成年後見利用促進基本計画としての一体的な策定については、成年後見利用促進法において、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されたことから、今回の地域福祉計画と北杜市成年後見制度利用促進計画を一体的に策定し取り組むことを記載している。次に、地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係と内容について記載している。

7ページをお願いする。地域福祉を進める重要な視点として、圏域の設定を行っている。それぞれの圏域における取組内容を説明し適切な活動を行うことを示している。こちらについて訂正をお願いしたい箇所がある。圏域の図中の上から3番目に「日常生活圏域（北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画による2圏域（※））」とあるが、こちらは「1圏域」になるので、訂正をお願いする。合わせて下方に「日常生活圏域（北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画による2圏域（※））」とあるが、こちらにも「1圏域」に訂正をお願いする。

8ページをお願いする。(2)協働による計画の推進では、地域福祉の主役は地域で生活している市民全員とし、地域福祉計画を推進するにはさまざまな主体が、相互に連携を図り、役割を果たすことが大切であるとし、主体別に期待される役割をそれぞれ記載している。6計画の期間については、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直すこととしている。また7計画策定の経緯では、本策定委員会で審議されたこと、また今後パブリックコメントを実施し寄せられた意見を計画に反映して作成されることを記載している。

9ページをお願いする。第2章本市の地域福祉を取り巻く状況として、9ページから20ページまで各課からの統計データから見る地域福祉の状況を掲載している。また24ページから26ページについては、第3次計画の取組内容について関係各課にヒアリングを実施し、第3次計画の振り返りと第4次計画に向けての課題を整理した内容を記載している。

27ページをお願いする。第3章では第4次計画の目指す方向として基本理念と基本理

念に対する思いを記載している。

28ページをお願いします。2計画の基本目標である。こちらでは基本理念の実現にあたり4つの重点的な基本目標を記載している。

29ページをお願いします。29ページから30ページにかけて、先ほどの体型・骨子を元に設定した基本目標と、課題、基本施策について記載している。

31ページをお願いします。3体系図。こちらについては体系図として計画の全体像を示している。

32ページをお願いします。第4章では各主体が取り組む行動計画として、具体的な取組内容を記載している。それぞれの基本目標に対し市民アンケート調査等から現状の課題を抽出し、施策の方向性を順に記載している。35ページには地域福祉における担い手の役割として、市民・家庭の取組、地域の組織・団体等の取組、行政のそれぞれの取組内容を記載している。また40ページに、基本目標1についての達成状況を評価検証するため、成果指標と目標値を設定する。今回、内容については空白となっているが、これは現在策定中の総合計画においても各課に指標を確認している状況であるので、総合計画との整合性を図った中で、地域福祉計画の成果指標を入れたいと考えている。上段の指標名は基本目標に対する5年後の姿を評価する指標名が入る。指標名を入れ目標値を設定することで5年間の検証を行う予定である。次に下段には施策に対する指標名が入る。例えば、行政区の加入率や地域での通いの場事業など居場所づくりなどの数が入ることが想定される。施策については毎年検証し評価を行う。指標名については次回策定委員会でお示し委員の皆さまにお計りしたいと思う。いずれも5年後の目標値を定める中で5年間の進捗状況を管理し評価をしていく。61ページまで他の目標に関して同様の形で記載をしているので確認をお願いします。

62ページをお願いします。第5章においては、福祉計画の推進体制を記載し、庁内の関連部局との積極的な連携体制を整えるとともに、定期的な評価と見直しを行い、計画の全庁的な進行管理を実現することを記載している。また市民や関係団体とも連携し、福祉計画を推進していくことを記載している。また63ページでは担当課による進捗管理をPDCAサイクルによる継続的改善の考え方を基本として、事業の継続的な改善を図ること、年度ごとに繰り返していくことを記載している。また64ページは資料編として参考資料を記載し、65ページには第4次計画の策定委員、策定経過、用語解説を入れる予定である。素案について雑ばくな説明で申し訳ないが、さまざまな意見をいただきたいと思う。よろしくをお願いします。

#### 【議長】

先ほど検討した骨子の修正版のより綿密な説明になるが、これは議員さんの目にも触れることになると思うので何かあればお願いします。

先ほど検討したことへ少し戻することも構わない。意見質問があればお願いします。

### 【委員】

指標名、基準値、目標値で評価していくという説明であったが、指標名はある程度大きな名前が入ってくると思う。例えば先ほどのゴミの問題の解決も、それが集まって大きな指標名になると思う。そのような感じの組み立てになっているのか。自助・公助の説明もゴミの問題もその一つで、自分で行けなくなってどうするか、誰かゴミ捨て当番を決めましょうということが共助になり、それがそこではできないということになって公助になるというという方が説明するにはわかりやすいと思う。具体的なわかりやすいところから説明していくと次に進みやすくなると思う。評価のところはもっと小さい目標も評価しながら積み上げていくということでのいいのか。

### 【議長】

私も評価を具体的にどのようにするのかイメージがわからない。数値目標があるのか。

### 【事務局】

成果指標については、40ページでいうと指標名、基本目標ということで入っており、例えばこの基本目標が「ほがらかに地域を支える人づくり」が入るとすると、この基本目標に対してどのように評価していくかというところで、その基本目標を評価する指標名をここに記載する。例えばそれはどこで評価するかということになったとき、ほがらかに地域を支える人づくりというところで、今回実施した市民アンケートがあるが、アンケートを次回実施するときに、「地域のつながりを深めるためにはどうしたらよいか」の「あいさつ声かけをする」とか、地域がつながっていることがわかる設問を設定し、市民アンケートをとり、そこから目標に対しての成果はどうかと検証していくのだと思う。基本目標に関しての成果指標については、何を設定するのかということが非常に難しいところではある。

### 【委員】

支援が必要な人に届く地域づくりというところが、先ほどのゴミの問題になると思うが、(2)生活の不安を軽減する支援の充実のところ、施策の方向性が打ち直されたところになると思うが、そこでは何ができた、できなかったというところが上がってこないと全体的によかったということにはならないと思う。

### 【事務局】

今の意見として40ページの取組案から施策がここに入ってくると思うが、「行政区の加入が増えた」とか、ゴミの関係で「協力するボランティアが増えた」であるとか、そのようなところを入れて毎年検証していく方向になると思う。

**【委員】**

検証するときにそのようなものが入っていると、皆さんは「こういうものが解決できたのだ」という実感が持て、「新たな問題はこうしよう」というようなことにつながっていくと思う。

**【事務局】**

市民の意識を測るものと、庁舎内で進めていったことに対する検証評価というところがわかる。

**【委員】**

「お困りごとについてどうなっていったか」というところが評価につながっていて、それが公表されると思うので、市民の方が見ると「このように声をあげると解決してくれる」というような感じにつながってくると思う。

**【事務局】**

細かい施策については、今から総合計画との整合性を図る中で指標名を入れていくが、そこについては毎年検証し、結果についてはホームページで公表するように進めていく。

**【議長】**

数値化しづらいものもある。私は「5割達成できた」といっても「何が5割か」という感じがする。地域に住んでいる人たちが、「あいさつが10回のうち3回できた」といった数値ではなく、「大いによくなった」「少しよくなった」といったものが大事なような気がする。

**【委員】**

基本目標があり、その中に施策があり、施策の下に行動目標がある。それは市民がやること、地域・組織・団体がやること、行政がやることとあるが、そのあたりが具体的などころになる。なので、大きなところで反省をしてもらうより、やはり「今年はこれとこれはどうだったか」といったように重点を決めて、その中で市民の生活がどのように変わったか、その積み上げが全体の成功につながるのだから、やはりわかりやすいものの方が私も賛成である。

みんなが困っているようなことからやるというように工夫をしていただければよいと思う。つくったからには活かしていきたい。

**【議長】**

少しでも改善したときの「このようにすれぱうまくいった」という具体例を大いにアピールすべきだと思う。

#### 【委員】

どうしても言いたい。28ページに「このような時代を背景に生まれてよかった、住んでよかったと思える北杜市に成長発展できるように」という一文があるが、これはとても大事だと思う。これをどのようにしてひとり一人の市民に伝えるかということが、やはり「ヨーイドン」のスタートになると思う。よいことが書いてあるとほれぼれして読んでいた。ぜひこれが浸透するように、「みんなが我がこととして捉え、今からの世の中はそういう時代だぞ」ということを浸透させていきたいと思う。ここにいる委員もその役割を担っていると思う。地域に入って皆に話をするということも大事だと思う。

#### 【事務局】（福祉課長）

指標は空欄になっているが、今後皆さまの意見を聞く中で、次回の委員会ではお示しができるようにしていきたいと思う。

#### 【委員】

このように毎年評価していくことが全部評価できるのかと思う。今でも回ってくる文書がとても多く、見るのも嫌になる。自分の興味があるものだけ見てスルーするものがたくさんある。全てをやらないといけないと思うが、今年はこれが重点でこれの反省をしてみる、10点がクリアできれば2年目3年目と積み重なっていくと、徐々に増えていくのではないかと思う。これを一度に取り組んで一度に全てやろうと思っても無理があると思う。この中でも初年度の重点目標はこの部分にしてその評価をし、次年度の重点目標はこの部分にしてその評価をしていくと、積み重ねができていくのではないかと思う。

#### 【議長】

ある意味、だからこそその計画である。今年はこれをやっていくと次のことは忘れてしまっている、来年になったら何もしていなかったということではよくないので、計画を決めている。一度突っ込む、そしてそれがうまくいったかいかないかある程度成果が出たら次に向かう。そのときに前に何を話したかということの基になるのがこの計画である。そういう意味での計画であるので、ある程度広げてつくっておかなければいけない。ただ年次目標は集中していかないといけないと思う。

#### 【委員】

45ページに「日常生活の中で、悩みや不安に感じていること」が出ている。その中で一番多いのが「火事・地震・水害・土砂崩れなどの災害」が33.6%となっている。「ゴミ出し」は6.2%なので、どこまでの優先順位になるかわからないが、ここに具体的なものが出ているので、ここが指標の一つ評価の一つになる。例えば「火事・地震・水害・土砂崩れなどの災害」をどこに目標を設定し、達成できたのかということが、皆さんが一番気になっているところだと思う。全部はできないのでどこを優先していくかということを決

めて、一つずつということがわかりやすくよいと思う。

**【議長】**

年を変えて、2年ごとぐらいにアンケートをとっていくと、「草むしりの不安」が15.5%だったものが、10%に減ったというものは数値目標になる。

**【事務局】**

今の意見の、「火事・地震・水害・土砂崩れなどの災害」については、消防防災課の地域防災計画で推進していくことになる。地域福祉計画というのは難しいところがあり、子どもや障害などの関連計画を横断してつくる計画になるので、細かいところはそれぞれの課で作成している計画の中で推進していき、その評価を福祉課で取りまとめ第3次計画のときには検証を行っていた。

**【委員】**

担当課で推進するところは担当課で頑張ってください、自分のところはここができるといった感じで選んでいけばよいと思う。

**【委員】**

この計画については担当課や業者と相談する中で作成していただいたので、内容的には私は賛成である。できた資料の内容を住民の方にどのように知らせるかが重要ではないかと思う。地域委員会では15人委員がいるが、私は全て顔を知っている人たちばかりである。転入者はいない。転入者は地域委員会や消防などには入ってこない。転入者には行政区に加入していただくことがよいのだが、明野などは違うかもしれないが、長坂などの地域の別荘などに来ている人たちは、静かなところで生活したいということで、行政区に入ることについては「煩わしいから」ということを言う人もいる。それはそれでよいが、この中で「誰もが安心して」ということになるとそのような人たちもコロナ禍において加えていかなければいけない。例えばこの計画ができたところで、この計画をその新しい人たちにもどのようにして知らせるのか。当然転入してくるときには役所に行くので、「地域に行政区もあるので入ってくれ」と紹介していると思うがなかなか入ってくれない。それから私たちは行政区に加入していれば、地区の公民館等を使いながら区の伝達や、市の広報など、お知らせが回ってくるのでいろいろな情報を知ることができるが、新しく入ってきた人たちは行政区には入っていないし広報などいろいろなお知らせもできない。私の地域の高齢者の方等はよく公民館でいろいろな活動を地域のボランティアの方々に助けいただきながら健康教室などを行って情報を得たりしているが、転入者はそのようなところに入らない。行政に言ってこないということは健康であると解釈すればよいのだが、近所に救急車が来て体調が悪い人がいたのだと考えると、「地域でこのようなことをやっているの、何か心配事があると来てくれ」というようなことをこの計画を作成した以上、い

ろいろな面でこの情報を知らせることをしていただきたい。私たちも健康であればよその家庭のことに立ち入りたくはないが、体調が悪くなりどうしても隣の人の力や地域でそのようなことをやってくれる人の力を借りなくてはいけないということになると思うので、ぜひこの計画を全ての北杜市の市民に知らせていただきたい。

**【事務局】（福祉課長）**

この計画を市民の方にお知らせするということについては、計画の概要版を作成して各世帯に配布してお知らせする。ホームページや各総合支所などにも置いていただくので、そういったことで市民の皆さまにお知らせをしていきたいと考えている。

**【委員】**

そうだと思うが、行政区に入らない人にはその概要版は行かないのではないかと。役所に来ればもらえるし、ホームページを見ればわかると思うが、新しい人はどちらかということのようなお知らせよりもホームページなどで情報を知る機会があると思う。全戸に知らせることができないので、行政も大変なところではあるが、全ての住民の方にお知らせできる方法があれば検討していただきたい。例えば選挙などでは全ての郵便ポストに投かんするなどしていると思うので、そうすれば全戸にお知らせができると思う。

**【事務局】**

今の意見のように概要版を作成しホームページにも掲載しているが、引き続き周知しながら興味を持っていただけるようにこちらからも発信していきたいと思う。ほかに周知方法があればそちらも検討したい。

**【議長】**

一部の方には周知が行かないということを突破する一つの言葉は、やはり先ほどのゴミ出しであり防災対策である。そこに住んでいれば防災に全く関心がなくても、いつ危ない目に遭うのかわからないので、そういう事柄を主体にして何となく地区で人を集めていただけるとよいと思う。「あなたは行政区に加入していないが、災害がきたら危ないよ」というような声かけを期待したいところである。

**【委員】**

行政の取組の中で、いくつかの課にまたがるものがあるが、「地域福祉計画ができたのでこれにのっとってお願いする」ということをお願いしているのか。例えば、住民アンケートから自治会の誘いが無いといった結果が出ているが、行政区への加入の案内や相談ガイドランスではもっと具体的・積極的に入るように、「田舎暮らしはこのようなルールがあるがそれでもあなたは引っ越してくるか」そのようなことを言うとか、「相談ガイドは昨年と同じではなくこのアンケート結果を生かすようなことをしてくれ」と各課にお願いす

るといった連携はあるのか。

#### 【事務局】

第4次計画を作成するにあたり、各課からは計画の課題の抽出にご協力をいただいている。また、現計画について毎年の取組を報告していただいている。今回、第4次の計画策定にあたりヒアリングを行う中で、例えば先ほどの行政区の加入については、今回とったアンケート調査結果を総務課に説明し、第4次計画に向けてどのように課題に取り組むのかを確認した。今後は転入者に対し、加入する行政区について活動等がわかる冊子をお渡しし、行政区の加入について案内する予定であるという話があった。

また先ほど行政区に「入らないでくれ」と言われたという話があったが、行政区でも区に入りたい方がいたら理解をしていただき、行政区に入りたい方がおられる場合は「入ってもらって欲しい」といった、双方に働きかけるような冊子をつくってお渡しをすることを考えているということであった。第4次計画ではそのようなことも各課で考えて進めていくということにしているので、引き続き連携を取って進めていきたいと思う。

#### 【議長】

今までは口頭で説明するだけと聞いていたので、冊子の話を聞いてようやく動いてきたと思った。

#### 【委員】

行政区に入っていない方への周知活動をどのようにするかという意見について、もしかすると市として取り組んでいるかもしれないが、支所などだけで配布するのではなく、新住民の方もガソリンを入れたり買い物をしたりすると思うので、協力していただける店舗を増やし、市政情報コーナー等を設けていただき、そこに市の広報誌や計画の概要版などを置いていただけるような取組をしていただくと、発信ができる可能性が少しは高まると思う。このようなことをこの地域福祉計画の市の取組の中に入れるのか、総合計画なのかよくわからないが、高齢者の見守りの「あんきじゃんネットワーク事業」もそうだが、いろいろな企業に協力をしていただけるというシステムをつくっているので、市の施設でなくても、そのようなことも広げながらやっていると、むしろ地域福祉という考え方も少し広まるのではないかと思うので、取り組んでいただきたい。

#### 【議長】

民生委員の方々や、私たちの社会福祉協議会では、加入・未加入は関係なく全ての方が活動の対象となっている。ただ実際は加入していないために把握しにくく、実際に訪問してもいないことが多く、その人の事情はわからないことが多い。できれば加入は促進推進していただきたい。

**【委員】**

別荘の管理事務所の方も困っていて、一人暮らしの転入の方々が孤独死されているケースが徐々に増えている。栗澤委員そうではないか。

**【委員】**

そうだ。

**【委員】**

管理事務所も無関心ではないと思うので、そのようなところにも市の広報誌を置いていただくことも有効であると思う。

**【議長】**

SOSが市やこの委員会に上がってくるような、何らかの方策は常に投げかけておかないといけないと思う。

**【委員】**

今の意見に関連して、民生委員としては医療キットの取組をどこか入れていただきたい。例えば「生活の不安を軽減する支援の充実」のところに「普及と拡大」について触れていただきたい。

もう1点気になったことは、30 ページ基本目標3支援が必要な人とどく地域づくりの上から6行目に「高齢者や障がい者等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援します。」と書いてあるが、この文言は、基本目標2ではないかと思って読んだが、何か意図があるのか。ここでは「支援をして元気になってもらいたい」ということを言いたいのかと思った。

**【委員】**

基本目標2くらしにとけ込む健康・生きがいづくりについては、元気な高齢者や住民の方々に対するもので、基本目標3は支援が必要な方々に対することではないかと思う。

**【事務局】**

そうだ。移動手段の確保や充実といったことが入っているので、この文言が入っている。

**【委員】**

わかった。

**【議長】**

人権擁護・権利擁護についてはこの文言でよろしいか。

**【委員】**

骨子の検討のA3版の資料を踏まえて、52ページの(3)人権擁護と権利擁護の充実のところで、かなり文書を割いていただいているのでよいと思う。気になったことは、上から4行目の「認知症高齢者や障がい者など、」と書いてあるが、これは成年後見制度を説明するのであれば、身体障がい者の方は対象にはならないので、「知的障がい者や精神障がい者」としていただかないといけない。判断能力が十分にある身体障がい者の方はこの成年後見制度の利用ができないので、きちんと説明する必要があると思う。

**【会長】**

文言の問題であるが、事務局、よろしいか。

**【事務局】**

わかった。

**【委員】**

あと1点は、6ページ(4)成年後見利用促進基本計画としての一体的な策定、52ページの下から4行目に「成年後見利用促進基本計画」とあるが、ここは「成年後見制度利用促進基本計画」と記載していただきたい。

またヤングケアラーのことにしても、「何が問題で、何で取り組みをするのか」という説明がないと思う。うまい説明が思いつかないが、教育権の保障なのか、子どもの人権の保障なのかということについて、人権に関わる文言を追加していただきたい。いきなりヤングケアラーと言われても何を取り組むのかということが気になった。

**【事務局】**

先ほどの意見は修正をさせていただく。ヤングケアラーについては次回ではもう少し詳しくヤングケアラーについての文書を追加してお示しをする。

**【議長】**

私からは、骨子のところに「アウトリーチ」という言葉が使われているか、一般的にあまり知られている言葉ではない。「手を伸ばす」という意味のようだが、「アウトリーチ支援」とは普通の支援とどのように違うのか。

**【委員】**

待っているだけでないということで、「支援する側が直接出向いて支援体制を組む」と

いうことである。

**【議長】**

情報をキャッチしたらどんどん乗り出して行って、支援へ結びつけていくということ。

**【事務局】**

用語解説に詳しく載せたいと思う。

**【委員】**

訪問支援ではよくないのか。

**【委員】**

訪問支援でもよいと思う。

**【議長】**

ただ、情報をキャッチしてから手を伸ばすということも含む。積極的に情報を掴みにいくということがアウトリーチである。

**【事務局】**

訪問支援も含まれるが、行政側からや外からの支援、来てからの動き出しではなく情報をキャッチした段階で出向いて支援することを含んでいる。

**【事務局】**

特に引きこもりの事案で、国からもしてくれということが言われているので、最近「アウトリーチ」という言葉が使われている。引きこもりの方には今まで訪問ということがされていなかったもので、「アウトリーチ訪問型」を積極的に行っていこうということになっている。

**【委員】**

それを私たち民生委員にもつなげていただくと活動がとてもしやすい。民生委員だからといってどかどかとはいけない「お宅には引きこもった息子がいるのか」などと聞けないし「どこでそんな話を聞いてきたのか」ということになる。行政がアウトリーチしていただいて「地域には民生委員もいるので相談に乗ってもらおうとよい」と言っただけだと訪問しやすくなるので、つなげていただけると嬉しい。

47 ページの(1) 減災力の強いまちづくりのところ、○マイタイムラインを作成しましょうと書いてあるが、「マイタイムライン」なので予定表や時間割といったことだと思うが、具体的にはどのようなものをつくれということか。

**【事務局】**

マイタイムラインとは主に水害等の予測される災害に対して自分の避難行動をあらかじめ決めておこうというものである。

**【議長】**

放送があるのを待つのではなく、自分なりに目安をつくっておくということ。

**【事務局】**

台風が来るといったときに、自分でどのように避難行動をとるかということを決めていくものになる。

**【委員】**

説明を追加していただきたい。

**【事務局】**

用語解説に追加する。

**【委員】**

本文に「水害の」といったことを入れていただけるとわかると思う。

**【委員】**

これは警戒レベルごとに自分のタイムラインをつくっておこうということなので、一言では言えないかもしれない。

**【委員】**

自分用の防災計画。

**【委員】**

「警戒レベルごとに」ということを入れてもよいと思う。

**【委員】**

わかりやすく願います。

**【事務局】**

わかった。

**【議長】**

市民の目に触れるものであるので、なるべくわかりやすく願います。  
ほかに何かないか。

**【委員】**

それぞれのところに地域福祉の担い手の役割とあるが、これは役割ではないと思いながら見ていたが、31 ページの体系図の一番上に、「市民・家庭」「地域の組織・団体等」「行政」の三者のそれぞれの役割を示した。とあるので、これでみんな役割になっているのだと思った。担い手という言葉もここでいきなり出てきて、自助・公助のことかとは思った。では何がよいのかと言われるとよくわからないが、これは三者の行動目標ではないのか。私はここに一番違和感がある。

**【委員】**

内容は問題ないと思う。

**【委員】**

内容は問題ないと思うが、この文体では最初これは何を言っているのかと思った。

**【委員】**

その説明が 28 ページに「※上記考えに基づき、第 4 章では、施策ごとに以下の三者のそれぞれの役割を示しました。」説明があるが、そこを読み飛ばすとそのような結果になるのではないか。

**【委員】**

この担い手という表現が気になると、この中身は役割かと思った。役割という言葉の使い方が違ってくるような気がする。

**【事務局】**

どのように言えばわかりやすいか。

**【委員】**

取ってしまったもよいのではないか。宮沢委員が言われた 28 ページの説明を「担い手の役割」と言わず、「市民や家庭の取組と役割である」ということがここを見ればわかると思う。

**【委員】**

簡単に言うと、それぞれにやってほしいことということになると思う。

**【委員】**

もしくは「三者の役割」とここの表現に合わせてはどうか。

**【事務局】**

そこについては検討させていただく。

**【議長】**

役割というと押し付けられたように感じる。

**【委員】**

43 ページの（1）健康づくりと生きがいくりによる地域活動の推進の地域の組織・団体等の取組の中の○食生活改善推進員や保健福祉推進員、介護予防サポートリーダーなどの活動を地域でサポートしましょう。とあるが、これは参加しろということか。地域のこの組織の活動を地域でサポートしようということは、この方たちが地域で活動する際に私たちが参加しようという意味のことか。

**【委員】**

この方々が企画をしたときは自治会などが協力してほしいという意味ではないか。自治会やそれぞれのグループやあとは会社も入るのか。

**【事務局】**

食生活改善推進委員は地区から出ている方になるので、そういった方が主催する講座などに協力してくれということ載せている。

**【委員】**

そういう意味ならば市民・家庭の取組になるのではないか。ここは地域の組織・団体等の取組なので、活動を地域でサポートしようということは、市民の取組になるのではないか。

**【委員】**

市民・家庭の取組のところは「自助」で、地域の組織・団体等の取組のところは「共助」、行政の取組が「公助」ではないのか。

**【委員】**

内容はボランティアのことで、各自がやることを表しているのではないかという意味ではないのか。

**【事務局】**

こちらもありやすい表現を検討する。

**【議長】**

主語がはっきりしない気がする。誰がしなければいけないかということがはっきりしない。

**【石井委員】**

介護予防サポートリーダーが上に入っていたりする。

**【栗澤委員】**

項目が違うところに入っていたりするものがあるので、もう一度見直しをお願いする。

**【事務局】**

わかりやすいように、もう一度見直しを行う。

■ (3) その他

**【議長】**

なければ議題(3)その他に移る。今後の予定について説明をお願いする。

**【事務局】**

今回策定委員の皆さまにいろいろな意見をいただいたので、検討してこちらの素案に反映させていく。

これからの流れであるが、12月議会でこの北杜市地域福祉計画について説明をさせていただき、1月からパブリックコメントを実施する。パブリックコメントを素案に反映させて、第4回策定委員会で最終の地域福祉計画の素案について検討していただきたいと思う。2月に会議を行う予定であるので、また通知をさせていただく。よろしく願います。

**【議長】**

12月9日に議会の質疑応答があり、ここでいろいろな意見が出ると再度検討しないといけない。緊急に集まってくれということがないように願っている。先ほどまでの討議で言い忘れたことなどはないか。何かあれば願います。それから細かい字句の問題などは気がいたら直接福祉課へ報告をお願いする。

**【委員】**

ボランティアということは、自発的無償の行為のことだと思うが、この計画を読んでいると、私が思うボランティアの捉え方と違うのではないかと思えるところがある。

この計画の中に「ボランティアの報酬を考えなければいけない」という言葉があったと思うが、日本では昔からボランティア活動は奉仕活動と捉えていた。

**【事務局】**

有償ボランティアという言葉はこの計画の中ではうたっていない。

**【委員】**

報酬という言葉はどこかになかったか。

**【委員】**

最低賃金のこともあるので、労働なのかボランティアなのかというところで、基本的にはボランティアとは無償でやるのが当たり前であるが、ガソリン代などの経費をみるよということで、謝礼ということでお金を支払いしていることはある。

**【委員】**

そういう意味での報酬ということか。

**【委員】**

ボランティアをするためにこれを用意してくれと、全て自分で用意していただくところまでやれるのかということになる。

**【事務局】**

再度、素案を確認しボランティアに関して報酬ということが書いてあるのか精査させていただく。

**【事務局】**

その文言であるが、25 ページの第3次計画の基本目標2 かつやく・ほくと（健康で元気に活躍できるまち）、「基本施策②ボランティア活動の活性化」についての、主に取り組んできたことと課題の中に「ボランティア報酬のあり方と併せて活動内容の検討をしていく必要がある。」という文書がある。

これは、第3次で取り組んできた中で、今後検討する課題として担当課から上がっているものであるので、第4次の計画の中ではうたっていない。

**【委員】**

ボランティアが高齢化でだんだん消えていってしまう。無理をしてやっている方たちに「少しでもお礼でもしようか」という声が地域で出てきた経過がある。

**【委員】**

学校では子どもたちに配りものをして「ボランティアやってくれる人」といって声をかけたりしている。また外国では宗教的にボランティアがきちんと捉えられているが、日本はそのあたりができていない。

**【事務局】**

跡部委員の意見のように第4次計画でもボランティアは「自発的な支援」ということを基本としている。

**【委員】**

そのあたりは用語解説にも「そもそもボランティアとは」ということを示した方がよいと思う。

**【議長】**

社会福祉協議会の地域福祉課長、地域支援課でボランティア養成講座等を開催しておられるが、ボランティアのイメージについて助けになるような説明をお願いします。

**【事務局】**（社会福祉協議会）

ボランティアは無償であるが、ボランティア活動に対するボランティア活動保険でも無償の活動を対象にしているが、施設などでお弁当を用意する程度の費用については無償のボランティアとして保険対象としている。

また、市でも介護支援ボランティアといって、65歳以上の高齢者の方を対象にボランティア活動等を通じた地域貢献をすることにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を図る事業がある。これは介護保険を利用せず頑張って介護予防をされたという意味でご自身のボランティア活動の報償費として千円以上1万円未満の報償を支払う制度である。あくまでもこれはご自身の介護予防という事業の中の位置付けとしてそのような活動をされている部分もある。

有償でも実費程度の活動であれば認めるという保険の内容になっているので、私たちの団体に登録していただいているボランティアの団体の中でも、草刈りなどをする団体であれば、その燃料代程度は見てくれということで活動の前に伝えてある団体もある。一概に無償でなければならないということではないので、それぞれの活動を進めていく中で必要だと思ふ経費は依頼主からいただく活動もある。ただし活動に対して時給がいくらといったようなものはボランティアの活動ではないということになる。

**【議長】**

扱う対象によっては、専門性が出ているボランティアもある。所定の講座を受講していただいているというボランティアもあるので、そうすると全く手弁当と

ということにはならない。そういう意味ではボランティアをサポートするということも必要にはなってくる。ただいずれにしても正規の給与というような形で払われないということである。

ほかに意見等なければ本日の会議は締めたいと思うがいかがか。

ないようであれば本日の議事は閉会する。

#### 4. 閉会

##### 【事務局】

それでは、ありがとうございました。貴重な意見をいただいたので、いただいた意見については素案に反映させていただき、改めて検討が必要なところは検討していただきたいと思う。

先ほど、事務局からも説明があったが、次回は来年の2月頃を予定しているため、よろしくお願ひしたい。

以上をもって第4次北杜市地域福祉計画第3回策定委員会を終了する。

最後にあいさつを交わしたいので起立をお願いする。相互に礼。